

厚生労働大臣が定める基準に適合するものを届出しており、内容は下記の通りです。ご不明な点は、受付窓口までお問い合わせ下さい。

(1) 基本診療料	(2) 特掲診療料	(3) その他
○医療DX推進体制整備加算5 ○一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1) ○臨床研修病院入院診療加算(基幹型) ○救急医療管理加算 ○超急性期脳卒中加算 ○妊産婦緊急搬送入院加算 ○診療録管理体制加算2 ○医師事務作業補助体制加算1(15対1) ○急性期看護補助体制加算(25対1・看護補助者5割以上) 夜間急性期看護補助体制加算(100対1) 夜間看護体制加算 看護補助体制充実加算1 ○看護職員16対1夜間配置加算1 ○重症者等療養環境特別加算 ○緩和ケア診療加算 ○リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 ○医療安全対策加算1 医療安全対策地域連携加算1 ○感染対策向上加算1 指導強化加算 ○患者サポート体制充実加算 ○ハイリスク妊娠管理加算 ○ハイリスク分娩管理加算 ○データ提出加算2イ・4イ ○入退院支援加算1 入院時支援加算 総合機能評価加算 ○認知症ケア加算1 ○せん妄ハイリスク患者ケア加算 ○精神疾患診療体制加算 ○地域医療体制確保加算 ○協力対象施設入所者入院加算 ○回復期リハビリテーション病棟入院料1【西3階病棟】 ○地域包括ケア病棟入院料2【東5階病棟】 看護職員配置加算 看護補助体制充実加算1 ○短期滞在手術等基本料1 ○地域歯科診療支援病院歯科初診料 ○歯科外来診療医療安全対策加算2 ○歯科外来診療感染防止対策加算4	○外来栄養食事指導料の注2・注3に規定する基準 ○糖尿病合併症管理料 ○がん性疼痛緩和指導管理料 ○がん患者指導管理料イ・ロ・ハ・ニ ○外来緩和ケア管理料 ○糖尿病透析予防指導管理料 ○乳腺炎重症化予防ケア・指導料 ○婦人科特定疾患治療管理料 ○腎代替療法指導管理料 ○一般不妊治療管理料 ○二次性骨折予防継続管理料1・2・3 ○小児科外来診療料 ○地域連携夜間・休日診療料 ○院内トリアージ実施料 ○夜間休日救急搬送医学管理料 救急搬送看護体制加算1 ○外来腫瘍化学療法診療料1 連携充実加算 がん薬物療法体制充実加算 ○がん治療連携計画策定料1 ○肝炎インターフェロン治療計画料 ○薬剤管理指導料 ○医療機器安全管理料1 ○在宅療養後方支援病院 ○持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定 ○BRCA1／2遺伝子検査 ○先天性代謝異常症検査 ○HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) ○検体検査管理加算(Ⅳ) ○時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ○ヘッドアップティルト試験 ○長期継続頭蓋内脳波検査 ○コンタクトレンズ検査料1 ○小児食物アレルギー負荷検査 ○画像診断管理加算1・2 ○CT撮影 冠動脈CT撮影加算 ○MRI撮影 乳房MRI撮影加算・心臓MRI撮影加算 ○抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ○外来化学療法加算1 ○無菌製剤処理料 ○心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算及び急性期リハビリテーション加算 ○脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算及び急性期リハビリテーション加算	○運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算及び急性期リハビリテーション加算 ○呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算及び急性期リハビリテーション加算 ○エタノールの局所注入(甲状腺に対するもの・副甲状腺に対するもの) ○人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1) 導入期加算2及び腎代替療法実績加算 透析液水質確保加算 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 慢性維持透析濾過加算 ○ストーマ合併症加算 ○医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術 ○緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ○椎間板内酵素注入療法 ○経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術 ○ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ○大動脈バルーンパンピング法(ⅠABP法) ○早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ○内視鏡的小腸ポリープ切除術 ○体外衝撃波腎・尿管結石粉碎術 ○膀胱水圧拡張術 ○陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの) ○胃瘻造設術 ○輸血管理料Ⅰ 輸血適正使用加算 ○人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ○胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ○麻酔管理料(Ⅰ) ○保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製及び迅速細胞診 ○看護職員処遇改善評価料44 ○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ○入院ベースアップ評価料51 ○歯科治療時総合医療管理料Ⅰ及びⅡ ○歯科口腔リハビリテーション料2 ○クラウン・ブリッジ維持管理料 ○CAD/CAM冠 ○歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ○入院時食事療養費(Ⅰ) ○酸素の購入単価に関する届出